

社会福祉法人 杏樹会
入間市西武地区地域包括支援センター 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、入間市が設置し、社会福祉法人杏樹会が受託運営する入間市西武地区地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う包括的支援事業、指定介護予防支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）及びその他の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの職員が適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの職員は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある充実したその人らしい生活を継続できるよう、利用者の立場にたって支援を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、できる限り要介護にならないよう、指定介護予防サービスを適切に確保できるようその調整に努める。
- 3 事業の実施にあたっては、要介護状態になつても高齢者のニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ目なく提供される包括的かつ継続的なサービス体制を確立するよう努める。
- 4 総合事業の実施にあたっては、65歳以上の人人が一人ひとりの生活に合わせて出来る限り介護を必要としない、自立した生活が送れるように支援を行う。
- 5 事業の実施にあたっては、特定の種類又は特定の事業者等、不当に偏ることのないよう、公正・中立性の確保に努める。
- 6 事業の運営にあたっては、入間市、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護予防・生活支援サービス事業者、介護保険施設、地域住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う関係機関等との連携に努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を実施するセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 入間市西武地区地域包括支援センター
- (2) 所在地 入間市野田496 西武公民館内

(職員の職種、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
 - ① 事業の運営及び管理を行うために、管理者を置く。ただし、センターの職員と兼ねることができるものとする。
 - ② 管理者は、緊急時の適切な対応と、良好な設備管理の保持に努めるとともに、関係機関との連携を図り、円滑な事業の遂行ができるよう統括する。
- (2) 職員
 - ① 保健師又は経験ある看護師 1名以上（常勤）
 - ② 主任介護支援専門員 1名以上（常勤）
 - ③ 社会福祉士 1名以上（常勤）
 - ④ 介護支援専門員 1名以上（兼務）
 - ⑤ 生活支援コーディネーター 1名以上（兼務）
 - ⑥ 認知症地域支援推進委員 1名以上（兼務）
- (3) その他非常勤職員を若干名置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から12月31日、翌年の1月2日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(センターの事業)

第6条 センターは、次に掲げる事業を実施する。

(1) 包括的支援事業

① 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が要介護状態となることを予防するため、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

② 総合相談支援事業

高齢者の相談を総合的に受け止め、実態把握のうえ、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う。

③ 権利擁護事業

高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業、その他の高齢者の権利擁護のため必要な援助を行う。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。

⑤ 認知症施策推進事業

認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決するために、医療機関や認知症初期集中支援チーム等と連携しながら協力体制を構築する。また、地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行う。

⑥ 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを配置し地域課題を共有しながら、課題解決に向けた関係者のネットワークを図り、社会資源開発等を目指した話し合いとして協議体（第2層）を設置・開催する。

⑦ 在宅医療・介護連携推進事業

医療機関を含めた関係機関や介護支援専門員との連携体制の構築や支援、市民等からの在宅医療に関する相談を受け必要な関係機関との調整や情報提供を行う。

(2) 指定介護予防支援事業

要支援者の指定介護予防サービス支援計画書を作成するとともに、当該指定介護予防サービスの提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整その他便宜の提供を行う。

(3) 総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定で要支援の認定を受けた人及び入間市基本チェックリストで該当し適切なアセスメントにより生活機能の低下がみられ、総合事業の事業対象者と判定された人に対し、必要に応じ提供される訪問型サービス並び通所型サービス及びその他の生活支援サービスの提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整その他便宜の提供を行う。

② 一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者を対象に、介護予防把握事業・介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業・一般介護予防事業評価事業・地域リハビリテーション活動支援事業を提供するにより、健康でいきいきとした生活が確保されるよう支援する。

(事業の委託)

第7条 センターは、指定介護予防支援事業並びに介護予防・生活支援サービス事業を行うにあたって支援計画書等の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。委託する場合には、適切且つ効率的に業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

(事業の提供方法)

第8条 センターは、事業を実施する場合には厚生労働省が定める基準並びに関係法令に従い適切な支援を提供するとともに、自らその質の評価を行うことにより常に支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するものとする。

(利用契約)

第9条 センターが指定介護予防支援事業並びに介護予防・生活支援サービス事業を実施する場合にあたっては、利用者と利用契約を締結しなければならない。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定介護予防支援事業並びに介護予防・生活支援サービス事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無料とする。

2 利用者の希望に応じ、その実施状況に関する書類等を交付する場合は、複写に要する費用の実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受けるにあたっては、予め利用者又はその家族に対してその額等に関する説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、入間市が定める日常生活圏域の西武地区とする。

(秘密の保持)

第12条 センターは、事業の実施により業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等の正当な理由がある場合（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報をする場合等）、正当な権限を有する官憲の命令による場合に限り第三者に開示するものとし、その場合、センターは秘密保護義務違反の責任を負わないものとする。それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

2 センターは、利用者及びその家族の個人情報について、事業の実施のための計画立案に伴うサービス担当者会議及び在宅介護支援センター並びに居宅介護支援事業者または介護予防・生活支援サービス事業者との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲で使用するものとする。

3 職員は、事業の実施により業務上知り得た高齢者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 職員は、利用者に対する事業の実施により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、入間市並びに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じなければならない。

(苦情対応)

第14条 センターは、実施した事業等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速且つ適切な対応を行う。

(暴力団員等の排除)

第15条 センター及びその職員は、入間市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者であつてはならず、並びにこれらの者と不適切な関係を有してはならないものとする。

(運営についての留意事項)

第16条 センターは、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

(その他)

第17条 この規程に定める事項のほか、運営に関する必要な事項は入間市、社会福祉法人杏樹会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年2月1日から施行する。(第15条暴力団員等の排除追加)